

# 「山口県ジュニアサイクルスポーツクラブ」規約

## 第1章 総 則

- (名称)  
第1条 本クラブは、総称を山口県ジュニアサイクルスポーツクラブといい、主たるクラブ事務局を「大和孝義」に置く。
- (目的)  
第2条 本クラブは、山口県内における、スポーツ、自転車競技の復興を図り会員の健全な心身を育成する。また、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与する。
- (事業)  
第3条 本クラブは、前条の目的のために次の事業を行う。  
(1) 週1回以上、防府市競輪場及び他施設を利用した活動  
(2) 各大会への出場  
(3) 小・中・高・成年と一貫した指導、援助  
(4) その他、本クラブの目的達成のための必要な事業

## 第2章 組 織

- (クラブの構成員)  
第4条 本クラブは、山口県に在住する者及び本クラブの目的に賛同するものを構成員とする。
- (クラブの構成)  
第5条 本クラブは次の者をもって構成する。  
第1項 (会員)  
個人会員(小・中学生においては保護者の同意が必要)
- (運営機関)  
第6条 本クラブの事業運営のために、運営会及び専門の部会を設置する。

## 第3章 会 員

- (入会資格)  
第7条 本クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。  
(1) 原則として、山口県に在住し、本会の目的に賛同するものであること  
(2) 本会の定める諸規定を厳守する者であること
- (入会手続)  
第8条 本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込む。また、入会后、入金申込み記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。
- (会費)  
第9条 会費とは次のものをいう。  
(1) 個人会費 月2,000円(年間を一括で納入する場合は、年20,000円とする)  
用途は、スポーツ保険料、指導者の交通費、消耗品購入、クラブ維持管理に必要なもの等
- 第10条 一旦納入された会費は、いかなる理由があっても返金しない。

## 第4章 会 計

- (会費の管理)  
第11条 本クラブの資金は、山口県自転車競技連盟の事務局が管理する。
- (予算・決算)  
第12条 本クラブの予算及び決算の運営、会での承認、決議を必要とする。
- (会計年度)  
第13条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終了する。

## 第5章 事故の責任

- (事故の責任)  
第14条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブ諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。
- (保険の加入)  
第15条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。未加入者の活動の事故においては、本クラブは一切の責任を負わない。

## 第6章 細 則

- (規約の改正)  
第16条 本規約は、運営スタッフの決議によって随時改正することができる。

### 附 則

- 第1条 本規定は平成16年9月23日より施行する。  
第2条 本規定は平成22年4月1日より施行する。  
第3条 本規定は平成25年4月1日より施行する。